

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業 Q&A（品目別）

（令和 8 年 2 月 17 日）

目次

【土地利用型作物】

- （土地－１）直近 7 中 5 年間の平均の意味いかん。また、現状値の考え方について。
- （土地－２）生産コスト（物財費）の算出方法いかん。
- （土地－３）多収性の品種の作付面積の割合の算出方法いかん。
- （土地－４）麦類の新品種の作付の割合の算出方法いかん。
- （土地－５）豆類の新品種の作付の割合の算出方法いかん。
- （土地－６）高温耐性品種の作付割合の算出方法いかん。
- （土地－７）直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合のポイント算出方法いかん。
- （土地－８）成果目標（A14）について、具体的にはどのようなことか。また、現状基準値以内の割合が 100% の場合、本成果目標の選択は可能か。
- （土地－９）複数年契約数量の考え方いかん。
- （土地－10）麦は R 8 年産と R 9 年産のどちらか一方しか対象にならないのか。
- （土地－11）種子生産の栽培管理を行ったが、「指定種苗の生産等に関する基準（平成 14 年 4 月 1 日付け農林水産省告示第 933 号）」等を満たすことができず、最終的に種子として出荷できなかった場合、種子の生産面積に含まれるのか。
- （土地－12）種子生産に用いる農業機械について規模決定の考え方に一般栽培を含めた面積で算定してよいのか。
- （土地－13）種子生産の産地の下限面積 15ha については、地域においては種子生産ほ場と一般栽培ほ場が混在しているため、種子生産ほ場を含んでいる当該品目の栽培面積が 15ha 以上であれば対象となるか。
- （土地－14）「原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種由来の播種する一般種子生産ほ場の面積」の意味は。実際に一般種子を播種したほ場を調査し、その面積をとりまとめる必要があるのか。また、一般種子生産ほ場はまとまっている必要があるのか。
- （土地－15）ライスセンターにおける ICT 技術を活用した乾燥調製機と取付のライン設備」又は、「通常の乾燥調製機・取付ラインを導入し、栽培方式にスマート技術を導入」するケースは、補助対象になり得るか。
- （土地－16）乾燥機は対象になり得るか。

【畑作物】

- (畑作－１) 輪作におけるばれいしょの導入比率を２ポイント以上増加の考え方いかん。
- (畑作－２) 基幹作業（育苗、播種・植付、収穫等）の外部化又は共同化の割合を１０ポイント以上増加の考え方いかん。
- (畑作－３) 自動畦合わせ機能や自動深度調整機能等の作業補助システムは、スマート農業技術に該当するのか。
- (畑作－４) 自動操舵システムが導入されたトラクターと併せて、播種・植付機や収穫機等の導入は可能か。また、播種・植付機や収穫機等を単独で導入することは可能か。
- (畑作－５) 栽培管理システムの導入と併せて機械化一貫体系に取り組む場合、こういった機械が対象となるのか。
- (畑作－６) 色素として使われる加工用かんしょは、重点品目加算ポイントの対象となるか。
- (畑作－７) さとうきび栽培において、ハーベスタ以外の機械は導入できないのか。
- (畑作－８) さとうきびに係る取組においては、「鹿児島県、沖縄県その他地方公共団体が策定している機械導入方針に位置付けられている者であること」とあるが詳細いかん。

【野菜・花き】

- (野・花－１) 実施要領別記１－１及び１－２の別表１で示されている野菜・花きの技術課題を解決するための取組のうち、機械化一貫体系とは、どのような取組なのか。
- (野・花－２) 花きについて、生産管理システムの導入は必須なのか。また、生産管理システムとは具体的にどのようなシステムをイメージしているのか。
- (野・花－３) 花きについて、技術課題を解決するための取組に機械化一貫体系が位置付けられているが、全て手作業で行っている場合は、作業の一つ（例えば）収穫のみ農業機械を導入する取組も対象になるのか。
- (野・花－４) 施設について、高温対策に対する取組は補助対象となるのか。
- (野・花－５) 複合環境制御装置を導入する場合、効果を高める新たな生産方式として、高軒高ハウスを導入することは可能か。

【果樹・茶】

- (果・茶共通－１) 改植・新植は、数年かけて段階的に実施する場合も考えられるが、同一年度に機械導入とセットで実施する計画のみが補助対象となるのか。
- (果・茶共通－２) 新植支援について、面積要件の考え方は、産地生産基盤パワーアップ事業と同様に、取組主体のみの取組面積ではなく産地の取組面積で良いか。
- (果・茶共通－３) 果樹・茶について、面積要件は申請時に満たす必要があるか。
- (果・茶共通－４) 改植・新植のみでの申請はできるか。
- (果・茶共通－５) 果樹棚、茶棚の整備に関連し、雨除け設備は設置可能か。
- (果・茶共通－６) 自動化農機等の導入に併せて、改植・新植等を行う場合、別途必要な手続きはあるか。

- (果・茶共通－７) 産地スマート計画は実施期間が最長３年間であり、目標年度は５年目として設定されているが、果樹や茶で改植・新植に取り組む場合もこの通りか。
- (果－１) 高温障害の発生低減に向けた資機材は、どのようなものを想定しているか。
- (果－２) 防風ネットを遮光資材として導入可能か。
- (果－３) 果樹で想定される機械はどのようなものか。
- (果－４) 高温障害の発生低減に向けた資機材のみを導入することは可能か。
- (果－５) 自動追従システムを利用した収穫物の運搬について、果樹の場合、収穫は数年後になるが、収穫に使用するスマート農機は対象になるか。
- (茶－１) 茶の改植にあたっては、周辺ほ場との畝向きの統一が必須ということか。
- (茶－２) 成果目標②の産地で推奨する品種とは何か。

【土地利用型作物】

(土地－１)

直近 7 中 5 年間の平均の意味いかん。また、現状値の考え方について。

(答)

- 1 直近年から事業開始 7 年前までの値のうち中庸 5 年の平均値で算定すること。
- 2 なお、就農から 7 年経過していない場合については、把握できる年数のうち最も高い年と最も低い年の数値を除き算定を行うこと。
- 3 現状値については、特段の定めがない場合は直近年の値を現状値とする

(土地－２)

生産コスト（物財費）の算出方法いかん。

(答)

農業者の全生産コスト（注 1）で比較すること。

（注 1）農業者の現状値又は地域の平均的なコスト等と比較。

(土地－３)

多収性の品種の作付面積の割合の算出方法いかん。

(答)

事業実施地区における多収性の品種の作付面積を同品目における全作付面積と比較すること。

※ 多収性の品種とは、栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね 1 割以上高い品種に限るものとする。

(土地－４)

麦類の新品種の作付の割合の算出方法いかん。

(答)

事業実施地区における麦類の新品種の作付面積を麦類の全作付面積と比較すること。

※ 「新品種」とは、平成 20 年以降に育成された麦類の品種（麦類の品種を作付けたことがある場合にあつては、直近において作付けされた品種より後に育成されたものに限る。）をいう。

(土地－５)

豆類の新品種の作付の割合の算出方法いかん。

(答)

事業実施地区における豆類の新品種の作付面積を豆類の全作付面積と比較すること。

※ 新品種とは、平成 20 年以降に育成された品種に限るものとする。

(土地－６)

高温耐性品種の作付割合の算出方法いかん。

(答)

事業実施地区における高温耐性の品種の作付面積を同品目における全作付面積と比較すること。

※ 高温耐性品種とは、(国研)農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場等の公的機関において、高温耐性を有する品種(若しくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種)として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観的データ(一等米比率等)で示すことが可能な品種に限るものとする。

(土地－７)

直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合のポイント算出方法いかん。

(答)

事業実施地区における直播栽培技術または密播育苗を実施している作付面積を水稻の全作付面積と比較すること。

※ 直播栽培技術とは、たん水可能な水田においてたん水状態で水稻種子を播種する、または、たん水可能な水田において畑状態で水稻種子を播種し、一定期間後にたん水する栽培技術をいう。

※ 密播育苗とは、地域の慣行栽培における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組のことをいう。

(慣行栽培(乾粳 100～150g(催芽粳 125～187g))より育苗密度が高くなるよう、乾粳 250～300g(催芽粳 312～375g)を播種・育苗し、高密度播種育苗に対応した田植機を用いて移植すること。)

(土地－８)

成果目標(A14)について、具体的にはどのようなことか。また、現状基準値以内の割合が100%の場合、本成果目標の選択は可能か。

(答)

タンパク質含量の検証は、生産者からの荷受けごと、または出荷単位ごととする。

出荷単位については、フレコンごと、紙袋の場合はおよそ30袋(約1t)ごと、または、タンパク質含量を把握したフレコンを組み合わせるなど、出荷時に、その小麦が求められる品質であることを説明できることが必要(その年度の出荷契約の全数量に対して1サンプルの測定で良いということではないので留意すること)。

現状が100%でこれ以上増加できない場合は、成果目標(A14)を選択することはできない。

(土地－９)

複数年契約数量の考え方いかん。

(答)

１ 稲においては、小売店や個人消費者等に対しての直接販売又は中食・外食用等向けの原料

用等米の契約栽培の取組（出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。）の取扱量とする。

- 2 豆類においては、実需者等と結びついた豆類の契約栽培の取組（集出荷団体等を介した契約も含むこととし、直接契約でない場合は、当事者間における相互の関係が契約書上で明らかになっているもの）の取扱数量とする。

（土地－10）

麦は R 8 年産と R 9 年産のどちらか一方しか対象にならないのか。

（答）

事業実施期間中に行う取組であれば、R 8 年産、R 9 年産いずれも対象になる。

（土地－11）

種子生産の栽培管理を行ったが、「指定種苗の生産等に関する基準（平成 14 年 4 月 1 日付け農林水産省告示第 933 号）」等を満たすことができず、最終的に種子として出荷できなかった場合、種子の生産面積に含まれるのか。

（答）

最終的に種子として出荷できなかった場合についても、それまで種子生産の栽培管理を行ったことが作業日誌等で確認できる場合は、種子生産面積に含めて構わない。

（土地－12）

種子生産に用いる農業機械について規模決定の考え方に一般栽培を含めた面積で算定してよいか。

（答）

原則、種子生産面積で規模算定を行うこと。ただし、種子生産は一般栽培に比べて手作業を前提とした労働集約型の作業体系となっていることから、種子生産農家は種子栽培と一般栽培を、同一機械を用いて一体的に生産している場合が少なくないことを踏まえて、種子栽培と一般栽培を、同一機械を用いて生産する場合において、

① 種子生産面積に種子と同品目の一般栽培面積を加算した面積 又は

② 種子生産面積のおおむね 5 倍のうち小さい面積

を選択し規模算定して構わない。

（土地－13）

種子生産の産地の下限面積 15ha については、地域においては種子生産ほ場と一般栽培ほ場が混在しているため、種子生産ほ場を含んでいる当該品目の栽培面積が 15ha 以上であれば対象となるか。

（答）

本事業における下限面積 15ha については、種子生産を行う面積のみで 15ha を満たすこと。

(土地－14)

「原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種由来の播種する一般種子生産ほ場の面積」の意味は。実際に一般種子を播種したほ場を調査し、その面積をとりまとめる必要があるのか。また、一般種子生産ほ場はまとまっている必要があるのか。

(答)

一般に種子生産は複数段階の増殖を行うため、原種又は原原種段階では少量生産が行われている認識。このため、原種又は原原種栽培における機械導入及び作付け体系については、当該原種、原原種から生産された一般種子の総量が地域における通常播種量から下限面積である15haを超えることが明らかであれば、一般種子の播種面積を調査する必要はない。

また、一般種子生産ほ場がまとまっている必要はない。

(土地－15)

ライスセンターにおける ICT 技術を活用した乾燥調製機と取付のライン設備」又は、「通常の乾燥調製機・取付ラインを導入し、栽培方式にスマート技術を導入」するケースは、補助対象になり得るか。

(答)

本事業においては、施設整備は対象外である。

(土地－16)

乾燥機は対象になり得るか。

(答)

本事業においては、施設整備は対象外である。

【畑作物】

(畑作－１)

輪作におけるばれいしょの導入比率を２ポイント以上増加の考え方いかん。

(答)

取組主体におけるばれいしょ以外の他作物も含めた作付面積全体及びうちばれいしょの作付面積から導入比率を算出する。

(畑作－２)

基幹作業（育苗、播種・植付、収穫等）の外部化又は共同化の割合を１０ポイント以上増加の考え方いかん。

(答)

取組主体または受益農家における当該作物の作付面積及び当該面積のうち基幹作業の外部化又は共同化を行った作付面積から算出する。

(畑作－３)

自動畦合わせ機能や自動深度調整機能等の作業補助システムは、スマート農業技術に該当するのか。

(答)

以下の要件に該当する場合には、スマート農業技術と見なすことができる。

- ア 農業機械、農業用ソフトウェア、農業用の器具並びに農業用設備又は農業用施設を構成する装置、建物及びその附属設備並びに構築物に組み込まれて活用されるものであること。
- イ 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。
- ウ 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

(畑作－４)

自動操舵システムが導入されたトラクターと併せて、播種・植付機や収穫機等の導入は可能か。また、播種・植付機や収穫機等を単独で導入することは可能か。

(答)

省力作業体系の導入に取り組む場合等であって、自動操舵システムが導入されたトラクターと一体的に導入する場合は補助対象となる。

また、スマート農業技術を搭載していない播種・植付機や収穫機等を単独で導入する場合にあっては、例えば、栽培管理システムを導入するとともに、産地内でのデータ共有を行い、生育ステージ予測、病害予測機能に基づく作業時期を決定することで、各機械の稼働率を最適化し、当該生育ステージ予測に基づく作業を効率的に行いうる場合等であれば対象となる。

(畑作－５)

栽培管理システムの導入と併せて機械化一貫体系に取り組む場合、こういった機械が対象となるのか。

(答)

機械化一貫体系の導入としては、栽培管理システムを導入するとともに、栽培管理情報や作業日誌等のデータを産地内で共有し、適期の植付けや収穫時期を決定することで、機械群の稼働率を最適化する取組を想定している。これらの取組と併せて、当該作業を効率的に行いうるかんしょ挿苗機や乗用型収穫機の導入を想定している。

(畑作－６)

色素として使われる加工用かんしょは、重点品目加算ポイントの対象となるか。

(答)

重点品目加算ポイントの対象となるかんしょは、海外で需要の高い青果用や菓子・ペースト等の加工食品用のかんしょを想定しており、色素としての加工用かんしょは想定していない。

(畑作－７)

さとうきび栽培において、ハーベスタ以外の機械は導入できないのか。

(答)

産地ではハーベスタの機械化が進む一方、老朽化による故障等が発生し、収穫作業に支障が生じている。また、高単収の多莖型品種が拡大している一方で、従来のハーベスタの能力では刈残しが生じ、単収低下の原因となっている。これらの課題に対応するため、ハーベスタの導入・切替を集中的に進めることを目的に、本事業ではハーベスタのみを対象としている。

(畑作－８)

さとうきびに係る取組においては、「鹿児島県、沖縄県その他地方公共団体が策定している機械導入方針に位置付けられている者であること」とあるが詳細いかな。

(答)

各産地（市町村を事務局とする生産対策本部、糖業振興協会等）において機械導入要望をとりまとめ優先順位をつけたものが機械導入方針である。

労働生産性の向上や低コスト化等を図ることでさとうきび産業を維持するため、予め各産地における現状を把握した上で、産地に必要な機械を計画的に導入するために要件化するもの。自身が機械導入方針に位置付けられているかどうかの確認や位置付けられるための相談は、市町村に問合せいただきたい。

【野菜・花き】

(野・花－１)

実施要領別記１－１及び１－２の別表１で示されている野菜・花きの技術課題を解決するための取組のうち、機械化一貫体系とは、どのような取組なのか。

(答)

露地野菜における機械化一貫体系とは、一連の農作業(耕起、畝立、定植、除草、防除、収穫等)を機械化する生産体系を指す。

本事業では、機械化一貫体系の構築を図るため、一連の農作業のうち、２つ以上の工程について機械化を進めることとする。

(野・花－２)

花きについて、生産管理システムの導入は必須なのか。また、生産管理システムとは具体的にどのようなシステムをイメージしているのか。

(答)

花きについては、データを活用した生産を前提とした取組を想定しているため、新たにデータ活用を行う場合は生産管理システムの導入が必須であり、既にデータ活用している場合は既に導入済みの生産管理システムを活用しながら、技術課題を解決するための取組を進めることを想定している。また、生産管理システムについては、既に各メーカーから販売されているものを想定しており、それに準ずるものがあれば対象とすることを想定している。

なお、データ活用に係る生産方式の転換においては、得られるデータを複数の農業者等で共有や比較、分析することにより作業工程に活用すること。

(野・花－３)

花きについて、技術課題を解決するための取組に機械化一貫体系が位置付けられているが、全て手作業で行っている場合は、作業の一つ（例えば）収穫のみ農業機械を導入する取組も対象になるのか。

(答)

機械化一貫体系の取組を行う場合は、全て手作業で栽培されている場合は２つ以上の作業において機械化を進めていただくことを想定している。また、既に一部作業で機械化が取り組まれている場合は残りの作業の一つ以上において機械化を進めていただくことを想定している。

(野・花－４)

施設について、高温対策に対する取組は補助対象となるのか。

(答)

遮光資材や細霧冷房装置の導入のみの取り組みは認められないが、例えば複合環境制御装置を導入するとともに細霧冷房装置を導入し、データを共有・分析することにより夏期の高温による品質低下を防ぐ、といった取り組みであれば補助対象となる。

(野・花－５)

複合環境制御装置を導入する場合、効果を高める新たな生産方式として、高軒高ハウスを導入することは可能か。

(答)

施設整備は補助対象外であり、高軒高ハウスを導入することはできない。一方で、複合環境制御装置の利用効率を高める栽培体系への転換として、嵩上げによる既存ハウスの高軒高化は支援対象とする。

【果樹・茶】

(果・茶共通－１)

改植・新植は、数年かけて段階的に実施する場合も考えられるが、同一年度に機械導入とセットで実施する計画のみが補助対象となるのか。

(答)

産地スマート計画において、複数年度で計画を策定した場合にあっても、同一年度に機械導入と改植・新植を実施した取組のみが補助対象となる。なお、初年度に採択された同計画であっても次年度以降の採択を確約するものではない。

(果・茶共通－２)

新植支援について、面積要件の考え方は、産地生産基盤パワーアップ事業と同様に、取組主体のみの取組面積ではなく産地の取組面積で良いか。

(答)

面積要件については、産地生産基盤パワーアップ事業と同様に、産地スマート計画の対象となる産地全体の取組面積となる。

(果・茶共通－３)

果樹・茶について、面積要件は申請時に満たす必要があるか。

(答)

原則として事業開始時点で満たしている必要がある。

なお、受益面積には本事業の実施面積（新植）も含むことができるものとする。

(果・茶共通－４)

改植・新植のみで申請はできるか。

(答)

自動化農機等の導入に併せて、その利用効率を大幅に高めるために取り組む省力樹形等への改植・新植などに限定しており、改植・新植のみの取組は対象としていない。

(果・茶共通－５)

果樹棚、茶棚の整備に関連し、雨除け設備は設置可能か。

(答)

雨除け設備の設置は支援対象としていない。

(果・茶共通－６)

自動化農機等の導入に併せて、改植・新植等を行う場合、別途必要な手続きはあるか。

(答)

＜果樹＞

広域型にあつては、事業実施主体事業計画書（別記様式第１－１号）の提出に併せ、事業実施主体別改植等事業実施計画書（別記様式第１－１号別添６）を提出する。

地域型にあつては、取組主体事業計画書（別記様式第２－３号）の提出に併せ、取組主体別改植等事業実施計画書（別記様式第２－３号別添６）を提出する。

＜茶＞

広域型にあつては、事業実施主体事業計画書（別記様式第１－１号）の提出に併せ、事業実施主体別改植等事業実施計画書（別記様式第１－１号別添７）を提出する。

地域型にあつては、取組主体事業計画書（別記様式第２－３号）の提出に併せ、取組主体別改植等事業実施計画書（別記様式第２－３号別添７）を提出する。

また、各事業実施計画書等の提出に併せて、見積書や事業の詳細等、必要な書類についても添付する。

(果・茶共通－７)

産地スマート計画は実施期間が最長３年間であり、目標年度は５年目として設定されているが、果樹や茶で改植・新植に取り組む場合もこの通りか。

(答)

果樹や茶で改植・新植に取り組む場合、実施要領別表２－２に定める通り、他品目よりも目標年度までの期間を長く設定している。

事業を実施した年度からその取組内容に応じて３年後又は４年後が目標年度となり、結果として、５年目よりも後に目標年度が設定される場合がある。（例えば、産地スマート計画の３年目に行う取組であれば、産地スマート計画初年度から数えると、６年度目又は７年度目が目標年度になる。）

(果－１)

高温障害の発生低減に向けた資機材は、どのようなものを想定しているか。

(答)

樹体や果実の冷却を目的とする細霧冷房や、支持設備等と一体的に導入する遮光資材等、点滴かん水設備等と一体的に導入する土壌被覆資材等を想定している。ただし、遮光資材及び土壌被覆資材等について、既に導入済の支持設備やかん水設備等と一体的に導入することも可能とするが、管理・修繕等により十分な効果が発現されるよう留意すること。

(果－２)

防風ネットを遮光資材として導入可能か。

(答)

防風ネットは遮光資材ではないため、防風ネットの遮光資材としての導入は認めていない。

(果－３)

果樹で想定される機械はどのようなものか。

(答)

自動追従運搬機、ロボット草刈機、薬剤散布用ドローンなどのスマート農機や、果樹の栽培管理に必要な農機であって、データ連携等によりスマート技術の導入が可能な農機等も想定している。

(果－４)

高温障害の発生低減に向けた資機材のみを導入することは可能か。

(答)

高温障害の発生低減に向けた資機材のみの導入は支援対象としていない。

(果－５)

自動追従システムを利用した収穫物の運搬について、果樹の場合、収穫は数年後になるが、収穫に使用するスマート農機は対象になるか。

(答)

事業実施年度に必要な機械のみが補助対象となる。

(茶－１)

茶の改植にあたっては、周辺ほ場との畝向きの統一が必須ということか。

(答)

周辺ほ場との畝向きが統一されることが望ましいが必須ではない。

一方、同一圃場内においては、畝向きの統一など機械化作業体系に資する植栽方法であることが必須である。

(茶－２)

成果目標②の産地で推奨する品種とは何か。

(答)

都道府県が選定する奨励品種を基本とし、そのほか農林水産省登録品種や都道府県の育成品種などが、市町村、JA、普及センター等が作成する栽培暦など今後の地域の茶業振興を図る上で必要とする品種である。